

# 大阪青年司法書士会会則

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当会は、大阪青年司法書士会と称する。

### (目的)

第2条 大阪青年司法書士会（以下、「青年会」という）は、会員各自の研鑽の場であり、相互の知識、経済力、倫理観および社会性の向上を図るとともに、法律専門家としての知識と経験を活かして社会に貢献し、ひいては司法書士制度の発展および国民の権利保全に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 青年会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 法律学、法律実務、司法制度、司法書士の執務改善に関する研究および研修
- 二 前号の研究および研修の成果の実践
- 三 関連機関等への建議
- 四 会員相互の親睦
- 五 友好団体との交流
- 六 司法書士業務に関わる諸制度の広報
- 七 司法書士職能を活かしたプロボノ活動
- 八 その他、前条の目的を達成するのに必要な事業

### (事務所)

第4条 青年会は、事務所を会長の事務所に置く。

## 第2章 会 員

### (会員)

- 第5条 青年会は、正会員、特別会員および未登録会員をもって組織する。
- 2 満45歳に満たない司法書士で青年会に入会した者は、正会員とする。
  - 3 満45歳以上の司法書士で青年会に入会した者は、特別会員とする。
  - 4 青年会に入会した後に満45歳に達した者（未登録会員を除く）は、満45歳に達した日が属する会計年度に関する定時総会終結の日までは正会員とし、当該定時総会終結の日の翌日から特別会員となる。
  - 5 司法書士名簿に登録されていない者（司法書士となる資格を有する者に限

る)で青年会に入会した者は、未登録会員とする。

6 未登録会員は、司法書士名簿に登録された時から、第2項および第3項に規定する区分に従い、正会員または特別会員となる。

7 第3項、第4項および前項の規定にかかわらず、役員会の承認を受けた満45歳以上の司法書士は、初めて青年会に入会した日から5年を経過する日が属する会計年度に関する定時総会終結の日までに限り、正会員となることができる。

#### (入会手続)

第6条 青年会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出しなければならない。

2 入会届には、氏名、住所、事務所、生年月日、その他役員会で定める事項を記入しなければならない。

3 満45歳以上の司法書士、司法書士名簿に登録されていない者(司法書士となる資格を有する者に限る)または大阪司法書士会の会員でない司法書士が入会する場合は、役員会の承認を受けなければならない。

4 前項の場合において、役員会の承認があったときは、当該承認にかかる会員は、その入会届が提出された時に入会したものとみなす。

#### (退会)

第7条 会員が青年会から退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。

2 会長は、会費を30日以上にわたって滞納している会員に対し、相当の期間を定めて、会費を納入すべき旨を催告することができるものとし、催告を受けた会員がその期間内に会費納入の意思を示さなかった場合、当該会員は、その期間満了の日の翌日に退会したものとみなす。ただし、当該会員につき、第22条第4項の規定により会費の全部を免除する措置があったときは、この限りではない。

3 正会員または特別会員は、司法書士名簿の登録を取り消された時に退会したものとみなす。ただし、当該会員が司法書士となる資格を有する者であつて、会長の承認を受けた場合、退会せずに未登録会員となることができる。

4 会長は、青年会会員としてふさわしくない行動等があった会員を役員全員の同意を得て退会させることができる。ただし、退会させようとする会員が役員である場合には、その者の同意を得ることを要しない。

#### (退会勧告)

第8条 会長は、青年会会員としてふさわしくない行動等があった会員に対し、退会を勧告することができる。

## 第3章 総 会

### (総会)

第9条 総会は、定時総会および臨時総会とし、定時総会は毎会計年度末日より3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 総会は、会長が招集する。

3 15名以上の正会員から、総会の目的である事項および招集の理由を記載した書面によって臨時総会の招集請求があったときは、会長は、請求のあった日から4か月以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するには、会長は、総会の日の14日前までに、会員に対して適宜の方法により、総会の目的である事項を示した招集通知を発しなければならない。

5 正会員が定時総会に議案を提出するには、総会の日の10日前までに、議案およびその理由ならびに必要な予算を記載し、かつ、当該議案に賛成する正会員10名以上が署名した書面を会長に提出しなければならない。

### (決議事項)

第10条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 収支に関する予算および決算に関する事項
- 二 会則および規則の制定、変更、廃止に関する事項
- 三 役員の選任および解任に関する事項
- 四 除名会員の再入会に関する事項
- 五 その他、役員会が総会で審議することを相当と認めた事項

### (動議)

第11条 動議は、修正動議および議事進行動議とする。

2 修正動議は、当該議題が議決される前に、修正案およびその理由ならびに必要な予算を記載し、かつ、当該修正案に賛成する正会員5名以上が署名した書面を議長に提出してする。

3 議事進行動議は、口頭により発議するものとする。ただし、3名以上の支持者がなければ議題とすることはできない。

### (議長)

第12条 総会の議長は、正会員の中から選出する。

### (議決権)

第13条 正会員は、1個の議決権を有する。

2 特別会員および未登録会員は、総会に出席できるが議決権を有しない。

### (決議の要件)

第14条 総会の決議は、議長を除く出席正会員の過半数をもって行う。ただ

し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 総会の出席は、委任状によることができない。

## 第4章 役 員

### (役員)

第15条 青年会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 直前会長 1名
- 三 副会長 5名以内
- 四 幹事 20名以内
- 五 事務局長 1名
- 六 事務局員 5名以内
- 七 会計 1名
- 八 会計監査 2名以内

2 直前会長および会計監査を除く役員は、正会員でなければならず、また、直前会長および会計監査は会員でなければならない。

### (会長選挙)

第16条 会長選挙は、直前会長が主宰する。ただし、直前会長が欠けた場合は直前会長に事故があるときは、役員会において選任された者が主宰する。

- 2 会長に立候補しようとする者は、選挙告示の日から2週間以内に、氏名、事務所および所信を記載し、かつ、推薦者たる正会員5名以上が署名した書面を直前会長に提出しなければならない。
- 3 会長立候補者が1名しかいないときは、その者の無投票当選とする。
- 4 会長選挙主宰者を除く正会員は、選挙権1個を有し、特別会員および未登録会員は、選挙権を有しない。
- 5 選挙権は、正会員自ら総会に出席して行使しなければならない。
- 6 選挙は直接無記名投票により行う。
- 7 有効得票数の最も多い者を当選者とする。得票数が同数の場合は会長選挙主宰者の決するところによる。

### (任期)

第17条 役員の任期は、就任後第1回目の定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に第15条第2項に規定する資格を失ったときは、当該役員は退任する。

(職務)

第18条 各役員の職務は次のとおりとする。

- 一 会長は、会務全般を統括し、青年会を代表する。
- 二 直前会長は、会長からの求めに応じて助言を行う。
- 三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 四 幹事は、会務を分掌する。
- 五 事務局長は、総務を統括する。
- 六 事務局員は、事務局長を補佐し、総務を処理する。
- 七 会計は、会計事務を掌理する。
- 八 会計監査は、役員会から独立して会計の状況を監査する。

(役員会)

第19条 青年会の事業執行は、役員会の決議により会長が執行する。

- 2 役員会は、会計監査を除く役員で構成し、会長が主宰する。
- 3 役員会の議長は、会長または副会長とする。
- 4 役員会の決議は、議長を除く出席役員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第20条 青年会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月末日をもって終まる。

(経費)

第21条 青年会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第22条 青年会の会費は、年額15,000円とする。ただし、未登録会員の会費は、年額12,000円とする。

- 2 会費は、当年度分を当年5月末日までに、会長の指定する方法によって納入しなければならない。ただし、年度の途中から入会した者は、入会月の翌月から起算した月割額を入会のときに納入するものとする。
- 3 第5条第6項の規定により年度途中で正会員または特別会員となった者は、正会員または特別会員となった月の翌月から起算して、未登録会員としての会費と正会員または特別会員としての会費との差額を遅滞なく納入するものとする。

- 4 会長は、青年会が定める基準に基づき、役員会の承認を経て、会費の全部または一部を免除する措置をとることができる。
- 5 前項の措置に関し、必要な事項は、別に規程で定める。
- 6 年度途中で退会した者（第7条第2項または同条第3項本文の規定により退会したものとみなされる者を含む）も当年度分の会費を納入する義務を負う。
- 7 第7条第3項ただし書きの規定により年度途中で未登録会員となった者も当年度分の正会員または特別会員としての会費を納入する義務を負う。

## 第6章 非会員擬制

（非会員擬制）

第23条 未登録会員は、青年会が司法書士の名をもつてする対外活動においては非会員として扱う。

## 第7章 委任規定

（規程の制定、改廃）

第24条 役員会は、本会則を実施するために必要がある場合、規程を制定、変更、または廃止することができる。

## 附 則

1. 本会則は、昭和40年10月1日より施行する。
2. この会則変更は、昭和45年2月21日より施行する。
3. この会則変更は、昭和51年1月1日より施行する。但し、第16条は、昭和52年1月1日より施行する。
4. この会則変更は、昭和53年2月26日より施行する。但し、第16条は、昭和54年1月1日より施行する。
5. この会則変更（第10条第2項、第11条第1項）は、昭和55年1月1日より施行する。
6. この会則変更（第1条、第2条、第3条、第6条、第10条、第16条）は、昭和60年1月12日より施行する。なお、会則上各条において「本会」という文言は、「当会」に変更する。
7. この会則変更（第10条、第11条、第12条、第15条、第16条）は、昭和60年5月7日より施行する。

8. 第16条中のOB会費の昭和60年度分については、同年6月末日までに納付しなければならない。
9. この会則変更（第5条第1項、第11条第2項）は、昭和62年5月16日から施行する。
10. この会則変更（第16条第1項、第2項）は、昭和63年2月6日から施行する。
11. この会則変更（第1条）は、平成4年2月29日から施行する。
12. この会則変更（第16条第1項）は、平成6年1月1日から施行する。
13. この会則変更（第16条第1項）は、平成7年1月1日から施行する。
14. この会則変更（全条項）は、1999（平成11）年1月1日から施行する。
15. この会則変更（第9条第5項）は、2006（平成18）年3月5日より施行する。
16. この会則変更（第2条、第5条、第6条、第7条、第9条、第10条、第13条、第15条、第16条、第22条、第23条、第24条）は、2010（平成22）年3月7日から施行する。
17. この会則変更（第23条、第25条）は2011（平成23）年3月5日から施行する。
18. この会則変更（第2条乃至第9条、第11条、第14条乃至第19条、第22条乃至第26条）は、2013（平成25）年3月9日から施行する。
19. この会則変更（第22条乃至第26条）は、2016（平成28）年1月1日から施行する。
20. この会則変更（第22条）は、2016（平成28）年3月12日から施行し、同年1月1日から適用する。

# 大阪青年司法書士会基金規則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本基金は、大阪青年司法書士会基金と称し、通称を山田喜代隆基金と称する。

(目的)

第2条 大阪青年司法書士会基金（以下、本基金という）は、大阪青年司法書士会（以下、青年会という）または青年会会員が、青年会に有益な活動をするために必要な資金を補助し、もって青年会の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本基金は、事務所を青年会会长事務所に置く。

## 第2章 資 産

(資産)

第4条 本基金の資産は、青年会会員の寄付金その他をもってその総額とする。

## 第3章 出 捐

(出捐)

第5条 本基金が行う出捐は、次のとおりとする。

- ① 青年会が主催、後援等する研修会、大会等の事業に対する助成
- ② 青年会または他団体が主催する研修会、学会、講演会等に参加する成年会会員に対する参加費または旅費の助成
- ③ 青年会会務のために出張を要する青年会会員に対する旅費の助成
- ④ その他青年会に有益な活動に対する助成

## 第4章 役 員

(役員)

第6条 本基金には、次の役員を置く。

- ① 理事 9名以内
- ② 監事 2名以内

(理事)

第7条 本基金の理事は、青年会の次の役員をもって充てる。

- ① 会長
- ② 直前会長
- ③ 副会長
- ④ 事務局長
- ⑤ 会計

(監事)

第8条 本基金の監事は、青年会の会計監査をもって充てる。

(職務)

第9条 本基金の各役員の職務は次のとおりとする。

- ① 理事は、本基金の出捐について審議し、執行する。
- ② 監事は、理事から独立して資産および会計の状況を監査する。

(出捐の決定)

第10条 本基金による出捐は、理事の過半数の同意をもって決する。

## 第5章 会 計

(会計年度)

第11条 本基金の会計年度は、毎年1月1日に始まり当年12月末日をもつて終わる。

(承認)

第12条 本基金の収支決算については、青年会の定時総会において報告し承認を得なければならない。

(経費)

第13条 本基金の経費は、その資産をもって充てる。

## 第6章 解 散

(解散)

第14条 本基金は、資産を有することが不可能となったとき、または、青年会の総会決議によって解散する。

(資産帰属)

第15条 本基金が解散したときは、その資産は青年会に帰属する。

## 第7章 梯 足

(助成規程)

第16条 本規則を実施するために必要な事項は、規程で定める。

### 付 則

第1条 本規則は、2000(平成12)年4月1日より施行する。

第2条 この規則変更(第1条、ただし第2条より第15条までは文言訂正)  
は、2001(平成13)年2月10日より施行する。

第3条 この規則変更(第2条、第5条、第6条、第9条、第10条、第16  
条)は、2017(平成29)年3月11日より施行する。

## 大阪青年司法書士会基金旅費等助成規程

第1条 この規程は、大阪青年司法書士会基金規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、大阪青年司法書士会基金が行う旅費等の助成に関し必要な事項を定める。

第2条 規則第5条第2号及び第3号に定める助成の対象となる旅費の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- ① 運賃その他交通機関の利用のために支払う料金
- ② 宿泊料

第3条 運賃は、最も合理的な通常の経路及び方法により計算した額を助成する。

- 2 鉄道運賃の額を助成する場合において、片道100キロメートル以上のときは、通常運賃に特急料金及び座席指定料金を加えた額を助成する。
- 3 鉄道旅行に支障のあるとき又は急を要するとき等において、理事が相当と認めたときは、航空運賃の額を助成する。
- 4 船舶運賃の額を助成する場合は、1等運賃に座席指定料金を加えた額を助成する。

第4条 宿泊料は、理事が相当と認めたときに、宿泊数に応じ1人1泊金10,000円を限度として、実費を助成する。

第5条 規則第5条第2号の参加費は、実費の半額を助成する。ただし、会務として参加する場合は全額を助成する。

第6条 規則第5条第2号又は第3号による旅費等（旅費及び参加費をいう。以下同じ。）の助成を受けようとする会員は、急を要するとき等を除き事前に別紙の旅費等助成申請書を青年会会长に提出し、かつ、旅費等の助成の対象となる行事への参加又は出張後遅滞なく報告書を提出しなければならない。

第7条 会員から旅費等の助成の申請があった場合、理事は、前条の報告書を確認した後、相当と認めたときに旅費等の助成を決定する。

- 2 理事は、旅費等の助成を受けようとする会員に対して、適宜の方法により、旅費等の領収書の提出を求めることができる。

第8条 旅費等の助成の対象となる行事への参加又は出張に関し、他団体より旅費を支給

された場合は、支給された金額を控除した額を助成するものとする。

第9条 第3条乃至第5条及び第8条の規定にかかわらず、特別の事情があると認めた場合には、理事は、旅費等の相当額を助成することができる。

第10条 この規程の改廃は、青年会役員会の決議による。

#### 附 則

第1条 この規程は、2017（平成29）年3月27日より施行する。

第2条 大阪青年司法書士会基金旅費助成規程及び大阪青年司法書士会旅費等支給・援助規程は、廃止する。

(別紙)

## 旅費等助成申請書

私は、大阪青年司法書士会基金規則第5条（□第2号 □第3号）の規定に基づき次のとおり旅費等の助成を申請いたします。

活動名 \_\_\_\_\_

出張日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ 月 日

行 先 \_\_\_\_\_

旅費等 金 \_\_\_\_\_ 円 (助成を求める額)

内訳 運賃等 金 \_\_\_\_\_ 円 (□航空 □船舶)

宿泊料 金 \_\_\_\_\_ 円 (上限1万円)

参加費 金 \_\_\_\_\_ 円 (□全額 □半額)

目的  会務のため

その他



年 月 日

申請人

\_\_\_\_\_

大阪青年司法書士会基金 御中  
大阪青年司法書士会会长 殿

## 大阪青年司法書士会会費減免措置規程

### (目的)

第1条 この規程は、大阪青年司法書士会会則第22条第5項に基づき、同条第4項に定める会費の全部または一部を免除する措置（以下、「会費免除措置」という）について必要な事項を定める。

### (要件)

第2条 会長は、会員が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、当該会員に対し、会費減免措置をとることができる。

- ① 初めて青年会に入会し、かつ、司法書士試験に合格したとき、司法書士名簿の登録を受けたとき又は独立開業したときから間がないため、経済的基盤が確立されていないこと
- ② 災害、病気、事故又は失業により、著しく収入が減少し、又は多額の出費が必要となったこと
- ③ 出産し、又は出産を予定していること

### (免除対象)

第3条 会費減免措置の対象となる会費は、その措置をとる日の属する会計年度に関するものに限る。ただし、当該会計年度内において会費減免措置の対象となる期間が3か月に満たない場合は、当該年度及びその翌年度に関する会費を対象とすることができる。

### (免除額)

第4条 会長は、会費減免措置を申請した会員の置かれた経済状況、健康状態、その他一切の事情を考慮して、免除する額を決定する。

### (回数制限)

第5条 特段の事情がある場合を除き、同一の会員に対する同一の事由を理由とする会費減免措置を3回以上とることはできない。

### (申請方法)

第6条 第2条各号に該当する会員が会費減免措置を受けようとするときは、別紙様式の申請書により申請しなければならない。

### (申請期間)

第7条 第2条第1号に該当する会員に対する会費減免措置の申請は、初めて入会した日

の属する会計年度内にしなければならない。

2 第2条第3号に該当する会員に対する会費減免措置の申請は、当該会員が母子健康手帳の交付を受けた日から、出産予定日より1年を経過するまでの間にしなければならない。

(還付)

第8条 会費減免措置を受けた会員が既に会費を納入していた場合、当該会員は、会費減免措置により支払いを免れた部分についての還付を受けることができる。

附則

(施行期日)

この規程は、平成25年3月9日から施行する。

(施行期日)

この規程の改正は平成28年1月1日から施行する。

別紙様式（大阪青年司法書士会会費減免措置規程第6条）

## 大阪青年司法書士会会費減免措置申請書

令和 年 月 日

大阪青年司法書士会 会長 殿

事務所

登録番号

氏名

私は、この度、大阪青年司法書士会会費減免措置規程に基づき、下記のとおり、会費減免措置を受けたく、申請します。

申請の理由（該当する項目の□にチェックを入れて下さい）

- 初めて青年会に入会し、かつ、
  - 司法書士試験に合格したとき ( 年合格 )
  - 司法書士名簿の登録を受けたとき ( 年 月 日登録 )
  - 独立開業したとき ( 年 月 日開業 )
- から間がないため、経済的基盤が確立されていないため（第1号）
  - 青年会の活動に積極的に参加し、永く貢献することを誓います。

- 災害、病気、事故又は失業により、著しく収入が減少し、又は多額の出費が必要となったため（第2号）

具体的な事情

[ ]

- 出産し、又は出産を予定しているため（第3号）  
(出産日又は予定日： 年 月 日)